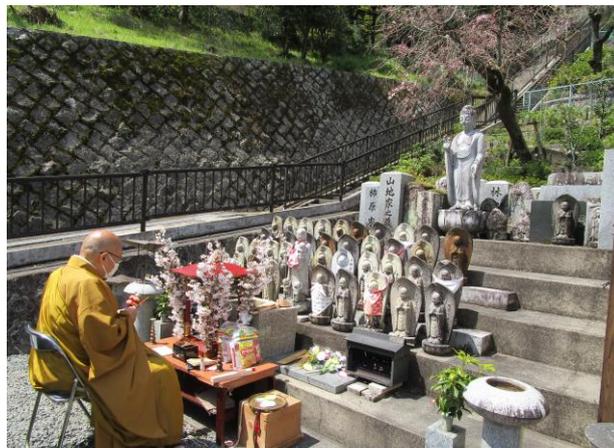


❀ 20年間-使用期間限定 小さなお墓 “五つの安心”

1. 使用料、管理料はお申込時に20年分を一括お支払い。
2. 墓地使用者が亡くなられても、承継手続きは不要です。
(ご希望があれば、所定の手続きで名義書き換えができます)
3. 霊苑内の合葬、お墓じまいは当霊苑が行います。
4. 使用期間が(延長の場合も含む)が終了しましたら、
当霊苑の合葬式墓地へ共同埋蔵します。
5. ご親戚、友人・親しい人同士での埋蔵予定登録もできま
す。また、一定の条件で使用者本人が埋蔵予定登録せ
ずに墓地使用申し込みをすることもできます。

御本尊-阿弥陀如来立像—合同法要(イメージ)



20年間使用期間限定の小さなお墓には
ご生前の使用期限延長猶予特例等があります

《八瀬霊苑の小さなお墓》 お申込みから使用期間終了まで



- ① **お申し込み・遺骨埋蔵予定登録**・・・現地をご確認の上《小さなお墓使用規定》をご承諾の上、且つ、お申し込み時に埋蔵予定者として使用者本人も含め4体まで(生前も可)登録をされた上でお申込みください。先着優先で、墓地と墓石をセットで申し込まれることにより受け付け致します。
- ② **使用許可** ③墓地使用料、管理料、墓石代金等の代金は、お申込み日より10日以内に当霊苑指定の銀行口座にお振り込みにてお支払いして下さい。この期間内にお振込みがない場合は、ご辞退(取り消し)されたものとして取り扱います。尚、着金日をもって使用期間の開始(使用許可日)とします。
④ご納骨の有無にかかわらず、使用期間は、使用許可日より20年間です。
- ③ **墓石据付** ④墓石工事は、お申し込みの時作成していただく受注書によりご注文をしていただきます。セット料金には基本料金のみ含まれます。

⑥墓石の銘柄の変更、付属品のグレードアップや追加をすることができます。

この場合の墓石代金増額分は前②項a号の取り扱いとなりますので

ご注意ください。

- ④**ご納骨** ご納骨（焼骨に限ります）の際は当霊苑所定の「納骨届」と「遺骨の火葬許可証」が必要です。墓前での納骨式もしていただけます。小さなお墓に埋蔵できる遺骨の数は4体までです。納骨手数料等は別途必要です。

- ⑤**使用期間終了**→⑥合葬式墓地へ遺骨埋蔵、お墓じまい

20年の使用期間終了により、墓地使用权は消滅します。埋蔵された焼骨の祭祀主宰者は当霊苑管理者となります。従って、使用权を失った当該者が祭祀することはできません。尚、当該墓地の墓石及びその他の一切の所有権、処分権は当霊苑に帰属します。そのうえで→遺骨を合葬式墓地へ共同埋蔵し、当霊苑が以降、厳粛に合葬致します。また、当該規定するところにより、遺骨の合葬手続きやお墓じまいの諸作業は総て当霊苑管理事務所が執り行います。

2.合葬式墓地への立ち入り等について

- ①当霊苑以外の者及び当霊苑の墓地区画（小さなお墓を含む）の使用許可を受けた使用者以外の者は、合葬式墓地内とその周辺へは立ち入ることができません。
- ②合葬式墓地の合葬棺室に埋蔵されるご遺骨は、その位置を特定せず、共同埋蔵となります。共同埋蔵後は、理由の如何を問わず、ご遺骨、骨壺、容器及びその他一切の物品は返還いたしません。

- 3.墓前法要等のご希望について 墓地使用者が墓前法要等(納骨式、改葬式、年忌法要、その他法要等)を希望される場合は、霊苑管理事務所にて承っております。日程調整をさせて頂いたうえで、当霊苑菩提寺の僧侶により齋行することができます。(僧侶への通常の法要料が必要です)

4.使用期間の延長と既納の金銭について (※使用期間延長猶予等の特例があります)

- ①当該使用期間中に使用期間の延長、再延長(再延長は1回限り)(以下単に、延長等といいます)ができます。但し、当該使用申込者をご生存で、予定埋蔵登録をされている場合に限りです。また、予定埋蔵登録の追加は出来ません②延長等の場合の使用期間は10年間とします。③延長等の場合にも本墓地使用規定を準用します。延長等期間10年間の墓地使用料及び管理料は、それぞれ20年間墓地使用料及び管理料(延長等開始時のそれぞれの設定料金)の半額とします。④既納の金銭については、その名目の種別を問わず返還いたしません。

- ◎ **今後の募集予定** 今後も毎年、少数区画を増設する予定です。(※お電話によるお申し込みは出来ません)

◇観音地区(全申込者先着様優先)

20年間使用期間限定小さなお墓～お申し込み時に必要な費用

●墓地使用料 (消費税等を含む) 0.44 聖地、0.28 聖地、0.25 聖地の3タイプ

A 当霊苑墓地使用者様 (当霊苑の墓地使用許可名義人で、お墓しまいと同時に移行される方の特典)

広さ 0.44 聖地(一般も含め合計3区画限定) **墓地使用者特典料金 ※金 588,000 円**

※特典区画番号 001・002・003・004・005・006・007・008A ※一般の方は下記1.料金

B 一般のお申込者様 (※当霊苑の墓地使用許可名義人でお墓じまい以外の方も該当)

1、広さ 0.44 聖地 40 cm×90 cm (区画番号 001・002・003・004・005・006・007・008A) **金 748,000 円**

2、広さ 0.28 聖地 40 cm×58 cm (区画番号 013・014・015) **金 476,000 円**

3、広さ 0.25 聖地 40 cm×52 cm (区画番号 010・011・012) **金 425,000 円**

●墓地管理料 20年間一括管理料(第一期ご奉仕) (消費税等を含む) **金 88,000 円**

●墓石代金等 (消費税等を含むーオプションは別途費用必要) **金 420,000 円**

■総合計金額 (0.44 聖地の場合) 墓地使用料+墓地管理料+墓石代金等

小さなお墓 料金の内訳 使用料等に 含まれる料金 (消費税等を含む)	墓地使用料等(0.44 聖地の場合) 金 748,000 円 (20年間使用料) +(一括管理料)金 88,000 円 +合葬式墓地使用料(込み) =金 836,000 円 (※般お申込)	+	観音地区 第1期一標準型(セット 0.44 聖地) 墓石代金 (消費税等を含む) 金 420,000 円
			総合計(墓地と墓石セットー消費税等を含む) A 墓地使用者(※特典あり) ※ ¥1,096,000 円 B 一般お申込者 ¥1,256,000 円

◇当霊苑の指定石材店が墓石建立に関わる標準(基本)価格(セット墓石)保証をしております。

墓石種類の変更やオプション等については、霊苑事務所又は指定石材店にご相談を

してください。尚、開眼法要等の祭祀料(お布施)や納骨手数料等は別途必要です。

使用期間
20年間限定

～あらたなご希望にお応えして～

募集のご案内

三条京阪から車で15分 バス停八瀬駅前より歩2分 叡山電鉄比叡山口駅より歩5分

花木園墓地 八瀬霊苑 『小さなお墓』

お申し込み時に一括お支払い
子供さんらに負担をかけません

お墓じまい合葬セット
霊苑にお任せだから安心

ご夫婦・家族・友人・一人でもご納骨できる

管理費は一括前納。子供さんに負担をかけません

墓じまいは一括前納で、霊苑にお任せだから安心

毎年合同法要を致します。



花木園墓地 樹木葬



三界万霊塔と六体地藏尊 毎月1回法要をしております

◇随時、ご説明・ご案内させていただきます。（※お電話によるお申し込みは出来ません）

お問い合わせ
お申し込みは

宗教法人覚法山妙伝寺 八瀬霊苑事務局

管理事務所 〒601-1254 京都市左京区八瀬野瀬町 40 番地

TEL 075-721-2034（火曜日・水曜日一定休日）